

公益社団法人岡山県看護協会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款第46条により公益社団法人岡山県看護協会（以下「本会」という。）の業務を執行するために必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続)

第2条 正会員になろうとするものは、本会の指定する手続により、入会の申込みをしなければならない。

2 前項の場合において、本会は入会の申込み、第5条に定める入会金及び第6条に定める当該年度の会費の納入を受けたときは、すみやかに会員名簿に登録しなければならない。ただし、平成17年度以降正会員であった者は、入会金は不要とする。

3 当該年度に他都道府県で入会し、同年度中に本会に入会する場合は、会費は免除し、入会金のみとする。

(退会の手続)

第3条 会員が退会しようとするときは、本会の指定する退会の手続をするものとする。

2 正会員が退会した場合、本会は会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(除名の手続)

第4条 会員が定款又は定款施行細則の規定に違反し、その他本会の体面を汚すような行為をしたときは、あらかじめ理事会に本人の出席を求め、その弁明をきいて真偽を調査した後、定款第9条により除名することができる。

2 前項によって除名された者は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意がなければ再び会員になることはできない。

第3章 入会金および会費

(入会金)

第5条 入会金は、20,000円とする。

(会費)

第6条 毎事業年度の会費は、次のとおりとする。

年齢区分	金額
満65歳に達するまで	7,000円
満65歳に達した日以後における最初の事業年度以降	5,000円
満70歳に達した日以後における最初の事業年度以降	4,000円
満75歳に達した日以後における最初の事業年度以降	3,000円

(納付期日)

第7条 会費は、本会の指定する日までに、翌年度分を前納しなければならない。ただし、新たに入会する者についてはこの限りでない。

2 定款第10条第2号の規定により会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものとする。

第4章 総会

(議 事)

第8条 総会の議事事項は、理事会において定める。

第5章 選 挙

(選挙の実施)

第9条 第17条の役員候補者並びに第23条の推薦委員候補者の数が、それぞれの職の改選数を超えるもの、及び日本看護協会の代議員並びに予備代議員の立候補者の数が立候補枠を超えるものについては、総会において出席会員の投票による選挙を実施する。

(選挙管理委員)

第10条 議長は投票前に、出席の会員から保健師職能、助産師職能、看護師職能各1名ずつの選挙管理委員3名を選任しなければならない。

2 選挙管理委員は、委員長1名を互選する。

(投票時間)

第11条 選挙管理委員は、投票開始及び終了時間を定める。

(投票形式)

第12条 連記無記名とする。

(選挙の成立)

第13条 投票されたもののうち、投票数の半数以上が有効でなければ、選挙は成立しない。

(当 選)

第14条 出席会員の過半数の得票者の中から得票数の多い順をもって当選とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを決める。

第6章 役 員

(役員を選任)

第15条 定款第21条第1項で定める理事及び監事は、総会において出席会員が選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、定款第32条第2項の規定により、総会において出席会員が各候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する。

3 会長、専務理事、常務理事の職能は問わない。

4 会長、専務理事、常務理事を除く理事は、保健師職能3名、助産師職能3名、看護師職能5名(うち1名は准看護師)とする。

5 会員の監事は、会長が所属する職能以外の職能より選任する。

6 理事が欠員となったときは、次年度の通常総会において選任するものとする。ただし、理事会において必要があると認めるときは、臨時総会において選任する。

7 監事に欠員が生じたときは、臨時総会又は通常総会において選任する。

8 副会長は第1、第2、第3副会長とし、順序は理事会において定めるが、会長が所属する職能は第3副会長となる。

9 第1、第2、第3副会長に欠員が生じたときは、当該職能理事の互選に基づき、理事会が後任者を選定する。この場合の任期は、次年度通常総会終結の時までとする。

(役員の改選)

第16条 会長、専務理事、常務理事を除く理事のうち保健師職能2名、助産師職能1名、看護師職能2名は西暦の奇数年次(以後年次は西暦を用いる。)に、保健師職能1名、助産師職能2名、看護師職能3名(うち1名は准看護師)は偶数年次に開催される通常総会において改選する。

2 監事は1名ずつ毎年交互に改選する。

(役員候補者)

- 第 17 条 推薦委員会は、別に定める規程により、それぞれの職について改選数以上の役員候補者を推薦する。
- 2 前項のほか会員は、別に定める規程により、役員候補者を推薦することができる。
 - 3 会長は、第 1 項及び第 2 項の推薦による役員候補者名を、総会までに会員に発表しなければならない。

第 7 章 理事会

(任 務)

第 18 条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 重要な業務の執行に関する事項
- (2) 理事の職務の執行の監督に関する事項
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職に関する事項
- (4) 重要な財産の処分及び譲受けに関する事項
- (5) 多額の借財に関する事項
- (6) 重要な使用人の選任及び解任に関する事項
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事項
- (8) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除に関する事項
- (9) 総会の開催に関する事項
- (10) 定款並びに定款施行細則の改正に関する事項
- (11) 日本看護協会との連携に関する事項
- (12) その他理事会が必要と認めた事項

第 8 章 職能委員会及び委員会

(職能委員会)

第 19 条 本会に、次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
 - (2) 助産師職能委員会
 - (3) 看護師職能委員会
- 2 保健師職能委員会は保健師、助産師職能委員会は助産師、看護師職能委員会は看護師及び准看護師で構成する。
 - 3 職能委員会は、その専門的事項について、審議し理事会に報告する。
 - 4 職能委員会は、事業を必要とする場合は、理事会の承認を経て実施することができる。
 - 5 職能委員会の委員は、会長、専務理事、常務理事を除く各職能の理事を含め、保健師職能委員会は 7 名、助産師職能委員会は 6 名、看護師職能委員会は 12 名（うち 2 名は准看護師がのぞましい）とする。
 - 6 原則として、理事を除き、保健師職能委員は 2 名を毎年交互に選出する。助産師職能委員は 1 名を奇数年次に、2 名を偶数年次に選出する。看護師職能委員は 4 名（うち 1 名は准看護師が望ましい）を奇数年次に、3 名を偶数年次に選出する。
 - 7 理事を除く職能委員の選出は、各職能委員長が選出し、理事会の意見を聴いて会長が任命する。任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、6 事業年度を超えて引続き就任することはできない。なお、補欠として就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 8 職能委員会は、年 3 回以上の委員会を開催し、また職能集会を開催することができる。
 - 9 職能委員会は、必要に応じ理事会の承認を経て、諮問機関として小委員会を置くことができる。

- 10 職能委員会の委員長は、当該職能の副会長とする。
- 11 職能委員長は、会長の承認を経て、日本看護協会が開催する会議及び集会に参加することができる。

(委員会)

第20条 委員会は、次の2種とする。

- (1) 常任委員会
- (2) 特別委員会

(常任委員会)

第21条 本会に、次の常任委員会を置く。

- (1) 推薦委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 社会経済福祉委員会
- (4) 教育委員会
- (5) 事業委員会
- (6) ナースセンター委員会
- (7) 学会委員会
- (8) 健康危機対策支援委員会
- (9) 在宅支援推進委員会
- (10) 医療・看護安全対策委員会

2 常任委員会の任務及び構成は、別に定める。

3 常任委員会の委員は、各職能委員長が選出し、理事会の意見を聴いて会長が任命する。ただし、推薦委員の選出は第22条の規定による。

4 推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて、引続き就任することはできない。

5 推薦委員を除く常任委員会の委員の任期は2年とする。委員のうち半数は奇数年次に、残りの半数は偶数年次とし、再任は妨げない。ただし、6事業年度を超えて引続き同一委員会の委員に就任することはできない。なお、補欠として就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 常任委員会の委員長の選出は、委員の互選による。

7 常任委員会の委員長は、委員会を招集し、要求のあったときは理事会又は総会に出席して報告しなければならない。

8 常任委員会の委員長は、会長の承認を得て、日本看護協会が開催する会議及び集会に参加することができる。

(推薦委員の選出)

第22条 推薦委員は、毎年改選し、総会において出席会員が選出する。

(推薦委員候補者)

第23条 推薦委員会は、別に定める規程により、改選数以上の推薦委員候補者を推薦する。

2 前項のほか会員は、別に定める規程により、推薦委員候補者を推薦することができる。

3 会長は、第1項及び第2項の推薦による推薦委員候補者名を、総会までに会員に発表しなければならない。

(特別委員会)

第24条 理事会において必要と認めた場合、本会に特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の任務、構成は理事会において定め、任期は当該委員会に付議された事項が審議されている間とし、任務が終了した時に解散する。その他については、常任委員会に準ずるも

のとする。

(記 録)

第 25 条 職能委員会、常任委員会及び特別委員会で審議された事項は、記録しておかなければならない。

第 9 章 支 部

(支 部)

第 26 条 各地域において第 27 条に規定する役割を遂行するために別表の支部を置く。

(役 割)

第 27 条 支部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業計画の推進
- (2) その他理事会において必要と認めた事業の実施

(支部役員)

第 28 条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 書記 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名

2 支部の役員は、原則として保健師職能、助産師職能、看護師職能から各 1 名以上とし、うち 1 名が支部長になる。

3 支部から推薦された支部役員は、会長が任命し、理事会に報告する。

第 10 章 日本看護協会との連携

(法人会員及び個人会員)

第 29 条 本会は、総会の決議により、日本看護協会の法人会員となり、本会の会員は、日本看護協会の個人会員となる。

(会費及び納付期日)

第 30 条 個人会員は、本会の指定する日までに、翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新たに入会する者についてはこの限りでない。

(代議員及び予備代議員の選出及び任期等)

第 31 条 日本看護協会の代議員及び予備代議員の選出及び任期等については、別に定める。

第 11 章 事務局

(職 員)

第 32 条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及びその他の嘱託職員を含む。）を若干名置く。また、必要な場合には臨時職員を置くことができる。

(給与等)

第 33 条 職員、嘱託職員及び臨時職員の就業及び給与に関しては、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

2 本会の業務のため出張する役員、職員、嘱託職員及び臨時職員等の旅費は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第 12 章 雑則

(細則の変更)

第 34 条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則は、平成 24 年 11 月 17 日第 9 回理事会において一部改正。
- 3 この細則は、平成 24 年 12 月 15 日第 10 回理事会において一部改正、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 25 年 3 月 16 日第 13 回理事会において一部改正、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この細則は、平成 25 年 12 月 21 日第 10 回理事会において一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この細則は、平成 26 年 11 月 15 日第 9 回理事会において一部改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この細則は、平成 27 年 4 月 18 日第 1 回理事会において一部改正。
- 8 この細則は、平成 28 年 6 月 11 日平成 28 年度通常総会において一部改正、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この細則は、平成 28 年 6 月 18 日第 4 回理事会において一部改正。
- 10 この細則は、平成 28 年 12 月 17 日第 9 回理事会において一部改正。
- 11 この細則は、平成 29 年 6 月 3 日平成 29 年度通常総会において一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この細則は、令和 2 年 6 月 13 日令和 2 年度通常総会において一部改正、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この細則は、令和 3 年 6 月 19 日令和 3 年度通常総会において一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この細則は、令和 5 年 3 月 18 日第 11 回理事会において一部改正、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

支部及び所属市町村

支部名	所 属 市 町 村
岡山	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
倉敷	倉敷市、総社市、早島町
井笠	浅口市、笠岡市、井原市、里庄町、矢掛町
高梁	高梁市
新見	新見市
真庭	真庭市、新庄村
津山・勝英	津山市、美作市、久米南町、美咲町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村
東備	赤磐市、備前市、和気町